

契約の保証および前払金保証の電子化について

令和8年4月1日より、川本町は契約の保証および前払金保証について、**電子による取扱いを開始します。**
(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)
具体的な電子化による取扱いにつきましては **保証事業会社(※)に確認のうえ**、手続きを行うようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書

(引受先：保証事業会社)

電子化対象

契約の保証

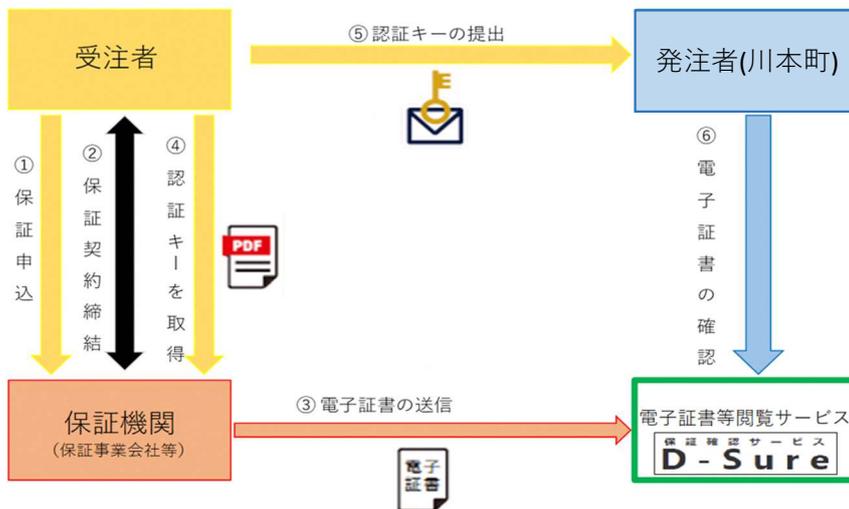
→ ②契約保証証書

(引受先：保証事業会社)

電子化対象

※保証事業会社…西日本建設業保証株式会社、
北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業
保証株式会社

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、
発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。

「保証契約番号」と「認証キー」等の送付先メールアドレス

地域整備課の発注工事・業務 chiiki@town.shimane-kawamoto.lg.jp
※ 上記以外の発注工事・業務 zaisei@town.shimane-kawamoto.lg.jp

◆受注者の皆様へ

契約保証につきましては、なるべく契約書類持参の前日までに「保証契約番号」と「認証キー」をメール送信くださいますようお願いいたします。来庁の当日に送信される場合は、念のため事前に担当課へその旨ご連絡ください。

お問い合わせ先

川本町 総務財政課

TEL 0855-72-0631

地域整備課

TEL 0855-72-0637